

Ⅱ 農 業 集 落 の 部

解 説

この部には、「2020年農林業センサス」における農山村地域調査（農業集落調査）及び「集落営農実態調査」による集落営農に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 2020年農林業センサス農山村地域調査（農業集落調査）

ア 調査の目的及び調査の時期

I 農業経営体の部を参照。

イ 調査の方法

「農林水産省（民間事業者又は地方農政局等の職員）－調査対象」の実施系統で行い、民間事業者による往復郵送（オンライン回収を含む）又は地方農政局等の職員による自計調査（回収できない調査票は調査員調査による自計調査又は面接調査）の方法で実施した。

(2) 集落営農実態調査

ア 調査の目的

この調査は、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手として位置付けられた集落営農組織の育成・確保等に係る施策の企画・立案、推進等に必要な資料の整備を行うことを目的に実施した。

イ 調査の時期

毎年2月1日現在。

ウ 調査の方法

全国の市区町村（直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を調査対象として、調査資料を郵送により配布し、政府統計共同利用システムのオンライン調査システム、電子メール、郵送又はファクシミリにより回収する自計申告調査の方法で実施した。

2 用語の解説

(1) 農業集落

ア 農業集落

市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことをいう。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的・血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

イ 寄り合い

原則として、地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の住民が協議を行うために開く会合をいう。

なお、農業集落の全世帯あるいは全農家を対象とした会合ではなくても、農業集落内の各班における代表者、役員等を対象とした会合において、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がされているものは寄り合いとみなした。

ただし、婦人会、子供会、青年団、4 Hクラブ等のサークル活動的なものは除いた。

ウ 寄り合いの議題

農業生産にかかる事項、農道・農業用排水路・ため池の管理、集落共有財産・共用施設の管理、環境美化・自然環境の保全、農業集落行事（祭り・イベントなど）の実施、農業集落内の福祉・厚生、定住を推進する取組、グリーン・ツーリズムの取組、6次産業化への取組、再生エネルギーへの取組、都市住民と連携した活動、NPO・学校・企業と連携した活動等。

エ 地域資源の保全状況

(7) 地域資源

本調査では、農業集落内にある、農地、農業用排水路、森林、河川・水路、ため池・湖沼をいう。

(4) 地域資源の保全

地域住民等が主体となり地域資源を農業集落の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいう。

なお、地域住民のうちの数戸で共同保全しているものについては含めるが、個人が自らの農業生産活動のためだけに、維持・管理を行っている場合は除いた。

(7) 農地

農地法（昭和27年法律第229号）第2条に規定する耕作の目的に供される土地をいう。

なお、農地の有無については、調査期日時点で公開されている最新の筆ポリゴン（※）情報との整合を確認した上で決定した。

※ 筆ポリゴンとは、農林水産省が実施する耕地面積調査等の母集団情報として、衛星画像等をもとに筆ごとの形状に沿って作成した農地の区画情報をい

い、令和元年6月に公開されているものを用いた。

(エ) 農業用排水路

農業集落内のほ場周辺にある農業用の用水又は排水のための施設をいい、生活用排水路と兼用されているものを含めた。

なお、公的機関（都道府県、市区町村、土地改良区等）が主体となって管理している用水又は排水施設は除いた。

(オ) 森林

森林法第2条第1項に規定する「森林」をいい、木竹が集団的に生育している土地及び木竹の集団的な生育に供されている土地をいう。

(カ) 河川・水路

一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。

なお、農業用又は生活用の用排水路は除いた。

(キ) ため池・湖沼

次のいずれかの条件に該当するものをいう。

- a かんがい用水をためておく人工又は天然の池
- b 川や谷が種々の要因でせき止められたもの
- c 土地が鍋状に陥没してできた凹地に水をたたえたもの
- d 火口、火口原に水をたたえたもの
- e かつて海であったものが湖になったもの
- f その他、四方を陸地に囲まれた窪地に水が溜まったもの

(ク) 都市住民と連携して保全している

当該農業集落と都市住民が合同で地域資源の保全をしている場合に該当する。

例えば、当該農業集落も含む地域住民が立ち上げた保全ボランティアの会に都市住民が登録し、一体となって植林や草刈り等を行うなどの地域資源の保全を行っている場合をいう。

(ケ) NPO・学校・企業と連携して保全している

当該農業集落とNPO・学校・企業が合同で地域資源の保全をしている場合に該当する。

オ 実行組合

農家によって構成された農業生産にかかわる連絡・調整、活動などの総合的な役割を担っている集団のことをいう。

具体的には、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ば

れているが、その名称にかかわらず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいう。

ただし、出荷組合、酪農組合、防除組合など農業の一部門だけを担当する団体は除いた。

また、集落営農組織についても、農業集落の農業生産活動の総合的な機能を持つ集団と判断できる場合は、実行組合とみなした。

(2) 集落営農

この調査における集落営農とは、「集落」を単位として^{注1)}農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意^{注2)}の下に実施される営農を行う組織（農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみを行うものを除く。）をいう。

注1) 「集落を単位として」

集落営農を構成する農家の範囲が、一つの農業集落を基本的な単位としていること。例外として、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落を一つの単位として構成する場合を含む。

なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含む。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とする。

注2) 「農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意」

集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーター等の選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関する事項について行う合意をいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものをいう。

ア 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。

イ 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。

ウ 集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営を行っている。

エ 認定農業者、農地所有適格法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用及び営農を行っている。

オ 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。

カ 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含まない。

(ア) 農業用機械の所有のみを共同で行う取組。

(イ) 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組。

この部についての照会先

統計部 経営・構造統計課

電話(076)263-2161 内線3634

直通(076)232-4894